



悪質商法に

～大切な財産を

トラブルを避けるための

チエツクポイント

口先だけの優しい言葉、甘い勧誘には注意しましょう。うまい話には必ず裏があります。「楽しんで儲かる」ことはありません。

勧誘の目的をきちんと確認しましょう。販売目的を隠す業者にはくれぐれも注意を。電話での対応は相手の話のまねやすいので、必要のない商品の勧誘と判断したら、電話はすぐに切りましょう。曖昧な返事はトラブルのもとです。

その商品は今、自分にとって本当に必要なものですか。価格は妥当ですか。即決しないで、よく考え冷静に判断しましょう。一人で悩まず、家族や友人など周りの人にも相談してみましょう。

自分の収入から支払いできませんか。クレジットを利用するときは、返済が可能かどうか。支払いできなくなったというのは解約の理由になりません。きちんと返済計画を立ててから購入しましょう。

契約する際、内容の説明はありませんか。契約の内容が理解できませんでしたか。業者の話をうのみにしないで、納得できるまで説明を求めましょう。いったん契約すると簡単には解約できません。慎重に契約しましょう。

契約書面を受け取りましたか。訪問販売では、契約書面を交付することになっていません。後々のトラブルを避けるためにも契約内容をよく確認し、関係書類はきちんと保管しておきましょう。

■クーリング・オフ制度をご存じですか？

クーリング・オフとは、訪問販売・電話勧誘販売などで契約した場合、消費者側から無条件で契約を解除できる制度です。

販売方法により、クーリング・オフ（契約解除）できる期間が異なります。訪問販売では契約書面を受け取った日から、8日間です。早めの対処が必要です。

必要のない商品・契約と判断したら、クーリング・オフの手続きをしましょう。対象となる期間や契約、商品やサービスなどは、法律で定められています。クーリング・オフできない場合もあります。クーリング・オフは必ず、証拠が残るよう書面で通知します。



簡易書留郵便（はがき）による記載方法

う	ら	お	も	て
申込日	平成	年	月	日
・販売店名				
・販売店住所				
・販売店電話番号				
・商品名				
右日付の申し込みは撤回し、または契約を解除します。				
発信	平成	年	月	日

住所	フリガナ
契約者名	
電話番号	
(業者の商号又は名称)	代表者様
(業者の住所)	

簡易書留として、発送すること。
はがきのコピーとともに、受取証は大切に保管すること。